

茂原市耐震改修促進計画（概要）

平成18年1月26日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、「国の基本方針」「千葉県耐震改修促進計画」を踏まえて、「茂原市耐震改修促進計画」を策定しました。

計画の目的

（目的）本市で大規模地震が発生した場合に備え、市民の生命、財産を保全し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、住宅・建築物の耐震化を促進することを目的とします。

（対象区域） 茂原市全域
 （計画期間） 平成23年度～平成27年度（5年間）
 （対象建築物） 建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前（旧耐震基準）に建築された建築物が対象となります。そのうち優先して耐震化すべきものは以下のとおりです。

種類	内容
住宅	戸建住宅、共同住宅
特定建築物	耐震改修促進法第6条に定める建築物 ① 多数の者が利用する建築物（多数利用建築物） ※学校、体育館、病院、集会場、事務所、老人ホーム、社会福祉施設、幼稚園、保育所、店舗、工場等の用途で、一定の規模以上のもの ② 危険物を貯蔵又は処理する建築物 ③ 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 ※地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物のうち、倒壊等により道路を閉塞するおそれのある建築物

耐震化の現状と目標

耐震化の現状（平成22年現在）

■住宅

種類	耐震化率	耐震化が必要な住宅棟数
戸建住宅、共同住宅	71.0%	約10,100棟

■民間特定建築物

種類	耐震化率	耐震化が必要な建物棟数
多数利用建築物	66.4%	41棟
危険物貯蔵・処理場	37.2%	49棟
沿道特定建築物	45.9%	20棟

■市有特定建築物

種類	耐震化率	耐震化が必要な建物棟数
多数利用建築物	64.2%	19棟

耐震化の目標（平成27年度）

■住宅

種類	目標耐震化率	目標達成に必要な耐震化棟数
戸建住宅、共同住宅	90%	約4,900棟 (自然更新と施策による)

■民間特定建築物

種類	目標耐震化率	目標達成に必要な耐震化棟数
多数利用建築物	90%	29棟
危険物貯蔵・処理場		42棟
沿道特定建築物		17棟

■市有特定建築物

種類	目標耐震化率	目標達成に必要な耐震化棟数
多数利用建築物	90%	14棟

施策等

建築物の耐震化を促進するための施策等

（施策の基本的な考え方）

本市の耐震化に向けた取り組みは、限られた時間等の中で、第一に建物倒壊による人命を含む直接的な被害の低減を目指すこととし、第二に地震発生後の応急対策等に必要な建物の耐震化を推進することにより地震被害の最小化を目指すものです。

（施策等の内容）

① 住宅の耐震化を促進するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅所有者への意識啓発及び知識の普及 ●木造住宅耐震診断助成制度（今後検討すべき事業） ●木造住宅耐震改修助成制度（今後検討すべき事業） ●耐震診断、耐震改修工事に関する情報の提供
② 民間特定建築物の耐震化を促進するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物特性に応じた耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害応急対策活動に必要な施設」の耐震化 ・「地震時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物」の耐震化 ・集客性のある「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化 ●事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）の周知 ●法に基づく指導等による耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法による指示等、建築基準法に基づく命令等の実施に際した情報提供
③ 耐震化を促進するためのその他の施策	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地建物取引業法施行規則の改正や住宅ローン減税の特例を活かした耐震化の促進 ●定期報告制度に基づく耐震化状況の継続的な把握 ●耐震改修促進計画のフォローアップ
④ 住宅・建築物の所有者に対する意識啓発と知識普及	<ul style="list-style-type: none"> ●地震防災マップの作成、公表 ●住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成 ●リフォーム・増改築工事に係る不動産会社・建設会社への意識啓発 ●耐震相談会の実施
⑤ 耐震化を促進するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●相談体制の整備、情報提供の充実 ●所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示 ●自治会等における防災活動との連携